

岩手県スケート連盟ガバナンスコード 自己説明・公表書式の遵守状況について

番号	原則	審査項目	自己説明（現状把握と課題について）	整備状況	今後の課題や対応
1	組織運営の中長期計画策定・公表をすべきである。	組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること。	本年度、連盟役員を中心に法令遵守を徹底するための研修会等を実施予定である。今後、連盟役員及び加盟団体も含めた法令遵守の徹底を図る取り組みを強化していく。また、連盟の独自事業においても基本的な方針に従った取り扱いとする。		
2	組織運営の団体・役員等を対象とする規程を整備すべきである。	組織運営の団体・役員等を対象とする規程を整備すること。	連盟規約として、事業、組織、役員、会計について整備し、ガバナンスとして一部規約の改正を行った。今後、規約等については、県連盟ホームページに公表予定である。		
3	組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること。	国スポ等の代表選手選考基準について、理事会等を経て周知している。		
4	組織の業務に関する規程を整備すべきである。	組織の業務に関する規程を整備すること。	総会において事業計画や報告、予算・決算等が示されている。各部の事業計画や報告については、県連盟ホームページに公表している。		
5	組織の役職員の報酬等の規程を整備すべきである。	組織の役職員の報酬等の規程を整備すること。	当連盟は役員等の報酬はない。但し、役員が従事する大会等については連盟旅費等支給規定を定めている。		
6	組織の財産に関する規程を整備すべきである。	組織の財産に関する規程を整備すること。	土地、車両等財産となるものについての所有が無いことから規程は特に予定していない。大会用品に関する物品一覧を整備・管理する必要がある。		
7	財政的基盤を整える規程を整備すべきである。	財政的基盤を整える規程を整備すること。	理事会、総会資料には登録料、大会参加料を記載している。今後は、大会参加料を改定し、小・中・高・大学生、一般と段階的な値上げを検討している。また、大会参加料について一覧にする必要がある。		
8	役職員のコンプライアンス（法令順守）教育を実施すべきである。	役職員のコンプライアンス（法令順守）教育を実施すること。	連盟として、コンプライアンスに反する行為などを未然に防ぐため、法令順守を学ぶためのスポーツインテグリティ研修やコンプライアンス研修等を毎年実施予定であり、確認・研修できる機会を総会等の会議の中に位置づけて設けることが望ましい。		

岩手県スケート連盟ガバナンスコード 自己説明・公表書式の遵守状況について

番号	原則	審査項目	自己説明（現状把握と課題について）	整備状況	今後の課題や対応
9	選手・指導者向けのコンプライアンス教育を実施すべきである。	選手・指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること。	コンプライアンスに反する行為などを未然に防ぐため、今年度はインテグリティ研修の実施をする。今後は、機会を設けて会議等の中でコンプライアンス研修を実施することが望ましい。		
10	財務・経理の適正な処理をすべきである。	財務・経理の適正な処理をすること。	一般会計の予算決算書等については、理事会、総会を経て、担当が監事による監査を受け、承認を受けている。適正な経理執行に向けて担当者の配置構成を行った。		
11	国庫補助金等の適正な使用をすべきである。	国庫補助金等の適正な使用をすべきである。	国庫補助金等の助成はない。ただし全国又は東北規模の大会や県民スポーツ大会、会員登録事業などにおいて日本スケート連盟（会員登録料還元金含む）などから助成金を受け、申請、実施、報告により適正に執行している。選手強化事業費補助事業等についても申請、実施、報告により適正に執行している。		
12	財務情報の法令に基づく開示をすべきである。	財務情報の法令に基づく開示をすべきである。	会員登録料等を理事会、総会議案書に明記している。会員登録に伴う日本スケート連盟連盟からの還元金については、さらにわかりやすく明記している。		
13	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること。	会計組織体制を新たに構成し、会計担当者の負担軽減を図り適切な会計処理が行われるよう複数で処理するよう整備した。一般会計と強化事業会計は分担し適正に処理されるよう整備する。		
14	選手選考に関する情報を開示すべきである。	選手選考に関する情報を開示すべきである。	国スポ参加基準については、作成はしているが表に明記されていないことから、今後誰もが分かるように整備する。今後も基準の明確化と周知について実施する。		
15	ガバナンスコードの順守状況を開示すべきである。	ガバナンスコードの順守状況を開示すべきである。	現状の把握と課題の洗い直しを行い、令和7年度初めてのガバナンスコードを作成する。年度途中であるが県連盟ホームページに公開予定である。今後ともガバナンスコード策定体制を固め、毎年ガバナンスコードの見直し・整理を行い、理事会及び総会に提示・承認後県連盟ホームページに公表するものとする。		